

業務・研修部担当者会同議題一覧表（1～8業務部 9～16研修部）

番号	議題（提案会）	提案理由
1	一般競争入札参加資格（全省庁統一資格）の取得について （鹿児島会）	他会の取り組みを参考にしたい。昨年9月に連合会より「令和6年度国有農地等測量・境界確定促進委託事業について」という通知があり、その中で本件（一般競争入札参加資格（全省庁統一資格）の取得）について特段の配慮をお願いしたいとの記載がありました。当会としても、会員が資格を取得しやすくなるよう動画作成などの支援策を検討しています。つきましては、他会での取り組み状況や工夫について情報を共有いただきたく、本議題として提案いたします。
2	地積測量図の測地系について （沖縄会）	世界測地系の地積測量図の標準化を目指す中、民間業務及び公嘱業務を問わず、調査士個々の考え方で地積測量図の座標系を世界測地系や任意としている現状があります。例えば規則77条1項8号に基づき電子基準点を与点とした スタティック観測で設置した基準点は、一定の精度が確認できるので世界測地系の扱いと考えますが、測量協会の検定を受けなければ任意の扱いとなるとの考え方もあり、見解の相違がみられます。他県会ではどのようにご指導なされているかご教授下さい。また、法務局との協議結果がありましたらご教示ください。 参考条文 規則77条（地積測量図の内容）抜粋 1項7号 国土調査法施行令第2条1項1号に規定する平面直角座標系の番号又は記号 1項8号 基本三角点等に基づく測量の成果による筆界点の座標値 2項 近傍に基本三角点等が存しない場合その他の基本三角点等に基づく測量ができない特別な事情がある場合には、1項7号及び8号に代えて近傍の恒久的な地物に基づく測量の成果による筆界点の座標値を記録しなければならない。

3	<p>新技術導入及びDXについて (熊本会)</p>	<p>業務に新技術を導入している事例や、特別に講師を招いて研修を行った事例があればお尋ねしたいです。業務以外にも、会役員業務などでも何か新技術を導入して改善したお話などあれば伺いたいです。</p> <p>※今後の普及が予想されるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. GISの活用 2. ドローン測量 3. リモート境界確認（遠隔立会） ウェアラブルカメラやWeb会議システム等の利用 (地籍調査事業では既に実施) 4. 360°カメラVRツアーの活用 5. 電子立会証明書 6. 電子委任状, 各種電子証明書 7. AIを用いての登記申請書類の自動作成 8. AIを用いての法改正・判例情報の自動収集 9. クラウドによるデータ共有・保存
4	<p>所有者不明土地建物財産管理制度について（長崎会）</p>	<p>推薦人名簿は裁判所へ提出していますが、実際に選任の依頼はまだありません。福岡会が昨年業務を行ったとのことですが、その後新たな事例があれば、他会も含め情報提供をお願いします。</p>
5	<p>職務上請求の使用の範囲について (佐賀会)</p>	<p>土地所有者からの建物滅失登記の申出の際に法務局より不在籍・不在住証明書の添付を求められているか？また仮に建物所有者の戸籍が存する事が判明した場合に、職務上請求書の使用がどこまでゆるされるか？令和7年度に入り佐賀地方法務局管内の法務局より建物滅失登記申出の際不在籍・不在住証明書の添付を求められるようになった為。仮に建物所有者の戸籍が存することが判明した場合には、相続人の調査が不可欠ではあるが、相続人が数十人に及ぶ場合もあり、調査士の自己責任において職務上請求書を使用せざるおえない為。</p>
6	<p>法務局からの要望事項への対応状況について（福岡会）</p>	<p>福岡会では年1回福岡法務局との事務連絡協議会を行っています。その際に法務局からの要望事項もいただいておりますがなかなか改善がなされていません。特に93条報告書について、調査・判断した結果や参考事項について、具体的かつ詳細に記載してほしいとの内容が毎年あります。93条報告書の様式が変更された際には記載例がありましたが、その後会として修正した記載例などの会員への周知は行っているのか伺いたい。</p>

7	業務に関する知識・情報等の会員間の共有ツールについて（大分会）	オンライン化の普及、会議や研修の WEB 参加の増加等で会員間の交流の機会が少なくなっていますが、業務に関するノウハウや進化し続ける IT や測量技術の情報交換、或いは補助者経験のない新入会員の業務習得等、日頃生じる疑問や質問を会員間で解決するような受け皿作りや取組みがあれば教えていただきたいです。
8	建物の登記に添付する工事完了引渡証明書について（宮崎会）	先日行われた法務局との協議会において、法務局の要望として、一部の建売業者について、工事完了引渡証明書の代わりに上申書（全ての工事を自社で行っている為、附帯工事人の証明等が添付出来ないとの内容）を添付して申請されるケースがあるとの事で、法務局としては土地建物実地調査要領に記載されている所有権証明情報の添付をお願いしたいとの事でした。他会におかれまして、このような内容の事で法務局側から要望が出ていないでしょうか。また、このような話をお聞きになった事は無いでしょうか。
9	マナブル全般について（鹿児島会）	<p>他会のマナブルの取り組み状況を参考にしたい 昨年 10 月より使用開始されたマナブルでの研修会受講、CPD 管理ですが連合会・各県の動画がシステム上で受講できることに便利さを感じている一方で、登録しない会員がいる事で作業がひと手間増えているように感じています。そこで、各会のマナブルの取り組み状況についてお聞かせ願いたいと思います。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 全会員の中でのマナブルの登録者数はどの程度でしょうか。 ② 研修会出欠の方法の種類はどのようなやり方をしていますか。（マナブル、グーグルフォーム、メール、FAX） ③ 研修会の配信については何をメインにされていますか。生配信（マナブル、YouTube、他）、後日配信（マナブル、YouTube、他） ④ 研修会の出欠確認はどのようにしていますか。（マナブルで講義ごと、マナブルで研修会全部事、手書きで出欠を取って後ほど CPD 手入力） ⑤ 研修会以外でマナブルを使用していますか。
10	年次研修未受講者への対応について（沖縄会）	本年度が第 1 期年次研修の最終年度となります。沖縄会では凡その会員が受講しましたが、高齢の会員を中心に 7 名の未受講者が残っております。沖縄会では年明けの 1 月末に第 1 期最後の年次研修を開催する予定ですが、事前に支部長による声掛け、会長名で受講義

		務・未了者にはペナルティを課す旨の書面配布等の対策案を検討しております。参考にしたいので、各会の未受講者への対策案をお聞かせ願います。このような状況は他会でも同様であるのか、現状をお聞かせください。
1 1	研修会のあり方について (熊本会)	コロナ禍以降 web 研修（動画配信、録画）が普及し、集合型より web 研修が良いとの意見も多いです。また一部の会員からは連合会 e ラーニングが優れており県会オリジナルの研修会は不要との意見もありました。これは告知の時点で、研修内容に興味がわかないことや、時間的に拘束されるなどのマイナスイメージが起因していると思います。熊本会では今後も集合型研修を主軸に研修会の企画を行う方針ですが、各会のスタンスや方針、エンターテインメント化とまでは言いませんが、少しでも会員の印象に残り、次回も参加したいと思わせるような、アイデアについて意見を伺いたいです。
1 2	年次研修の未受講者への対応について（長崎会）	第 1 期年次研修について今年度が最終年となっています。現在の未受講者について出席してもらうよう促しますがそれでも受講しない（出来なかった）会員が出てくる可能性があります。 ① そもそも出席する意思がない場合 ② 病気、身内の不幸等で開催当日に急遽出席出来ない場合 ①の場合については何らかのペナルティを課すこともやむを得ないが、②については救済措置としての臨時の補講（報告書の提出）などの対応も検討せざるを得ないと思います。他県会のご意見をお聞かせ下さい。また①・②とは別に年次研修を大幅に遅刻してきた会員へはどのような対応されたかご意見いただけたらと思います。
1 3	マナブルのメリット・デメリットについてお聞きしたい（佐賀会）	マナブル導入後の利用状況などお聞きしたい。会員の登録状況など。集合形式の場合の出欠など。
1 4	過去行われた研修テーマについて（福岡会）	各会では、法改正や時節の出来事などを考慮し、様々な研修テーマの検討に熟慮されていると存じますが、過去貴会に於いて最も評判が良かった、あるいは話題や人気のあった研修テーマはどんなものだったでしょうか。

15	manaable (マナブル) の利用促進について (大分会)	<p>大分会では昨年のマナブルシステム開始時より積極的に利用促進を行っております。そこで、各会におけるマナブルの登録状況（登録会員数、登録率）及びマナブルを利用した研修会の実施状況を教えてください。また、会員のマナブル利用率向上のために、会員若しくは執行部が利用する上で課題となっている点と、その課題に対する対応策等がありましたら、教えてください。</p>
16	今後の研修会のありかたについて (宮崎会)	<p>昨年より運用が開始されたマナブルにより、徐々に全国の研修会が受講出来る状況となっております。また連合会のeラーニングもマナブルから視聴が出来、非常に便利なシステムだと思います。今後ますます全国の調査士会及び連合会主催の研修会がマナブルから受講出来るようになれば、会員の少ない財政の厳しい当会においては、現在年2回実施している全体研修会を年1回、最終的には0回との意見も役員の方から出ている状況であります。(新人に対しての研修会は別です) 他会におかれましては今後研修会についてどのような実施・運営を行って行こうと考えられているのか伺いたい。</p>

以上

《協議結果》

1	一般競争入札参加資格（全省庁統一資格）の取得について（鹿児島会）
取りまとめ	各県とも現時点では積極的な取組みは少なく、情報共有や周知の段階にとどまっている印象を受けました。一方で、沖縄会のように過去に入札参加枠の確保に動かされた例もあり、今後の参考になると感じました。佐賀会からも学習意欲の高い意見があり、熊本会では研修動画作成の検討もあるとのことでした。資格取得が調査士業務の幅を広げる可能性を持つことから、九州各県が今後連携しながら理解を深め、少しずつ取組みを進めていくことが大切だと感じました。
沖縄会	当該入札参加資格の取得について、資格取得推進や支援についての取組みは行っておりませんが、数年前に土地家屋調査士の知名度向上を目指して、沖縄県の「一般競争入札参加資格」へ調査士枠の確保及び参加推進を行ったことがあります。
熊本会	現在、熊本会として特に取り組んでいる状況はありません。資格取得のための研修動画作成等、今後検討していきたいと考えております。
長崎会	会としては取り組んでいない。（長崎県公嘱協会は取得している）
佐賀会	一般競争入札参加資格（全省庁統一資格）がある事、また調査士会として会員に資格取得を促す配慮が必要であった事について、はっきり認識していませんでした。もし良ければ、作成された動画で勉強させていただき佐賀会でも会員へ伝えるための資料作りの参考とさせていただければ幸いです。
福岡会	当会においては、特段の取組み等は行っておりません。
大分会	数年前に全体研修で説明をした以降は、連合会のメール等があれば伝達していますが、会主導で資格取得の取組みは行っておらず、個々の判断に任せている状況です。個別に取得したという情報はありません。
宮崎会	当会では、入札参加資格の取得について研修会等は行っていません。

2	地積測量図の測地系について（沖縄会）
取りまとめ	世界測地系の標準化が進む中で、各県とも調査士個々の判断に任せている状況が多く見られました。福岡会では法務局との協議により、一定距離を確保した電子基準点による基準点測量を世界測地系として扱うことが確認されており、非常に参考になります。大分会や宮崎会でもスタティック観測を前提に世界測地系で記載しており、徐々に実務が統一方向に向かいつつある印象です。今後は、法務局との協議事例や精度の考え方を九州全体で共有し、地積測量図の取扱いの標準化を図っていくことが重要だと感じました。
鹿児島会	業務取扱要領 39 条に基づいた、機械点検及び調整をするよう会員には指導しています。機器点検の在り方について、法務局からの要望は特にありません。また協議等を行ったこともありません。

熊本会	スタティック観測に基づき設置した基準点は全て世界測地系の扱いか、それとも検定を受けなければ任意扱いであるかとの考え方かですが、熊本会としてはそれらに際し会で特段の指導を行っていません。また、法務局との協議事項に上ったこともありません。
長崎会	会としては特に指導は行っていないが、特別な事情がある場合以外は世界測地系による地積測量図作成をしているものと考えている。なお、測量機器の検定の有無は座標系に影響するものと考えていない。
佐賀会	基準点測量の手法についての研修は過去に実施した経緯はありますが、ご質問の内容については調査士個々の考え方にまかせており、特に指導していません。
福岡会	まず、業務取扱要領第 26 条、27 条、28 条に記載のとおり、基本三角点等を用いた基礎測量は、調査士業務を行うにあたり必要不可欠のものであり、登記基準点測量作業規程等を基礎として、その精度が担保できるものにおいては世界測地系として取り扱って差し支えないとの考えをもっております。さらに、上記の基準点の内、一定の要件を満たすものについては、認定登記基準点として、それ自体が世界測地系の与点となるものであることからしても、調査士が行う基礎測量の内、公共測量作業規程や登記基準点測量作業規程に準じて行っているのであれば、新たに設置した多角点等については、世界測地系として取り扱ってよいかと思えます。なお、当会と福岡法務局との事務連絡協議会において、電子基準点のみを与点とした 3 級基準点相当の基準点の設置について協議を行っておりますが、標準距離である 200m 程度の点間距離を確保したものについては、世界測地系として差し支えないとの回答を得ております。(逆に 3 級基準点測量における節点距離の制限 70m 程度では不可となっております。) ※参考資料「令和 4 年度福岡法務局との事務連絡協議会協議録 (一部抜粋)」参照
大分会	登記基準点測量マニュアルに準拠したスタティック測量で測設した基準点については、世界測地系と記載しています。よって、解析ソフトについても検定証明済のものが望ましいと考えますが、法務局との協議等で言及したことはないです。
宮崎会	宮崎会の会員の一般的な考え方としてはスタティック観測であれば世界測地系として取り扱っている状況です。

3	新技術導入及びDXについて (熊本会)
取りまとめ	各県とも積極的に取り組まれている様子がうかがえました。鹿児島会・沖縄会・長崎会では、ドローン測量や3Dスキャナ測量の研修が行われ、AIや音声認識の活用も始まっています。福岡会ではサイボウズオフィスやクラウド活用による事務効率化など、DX化が着実に進んでいます。大分会ではAI研修を予定、宮崎会でも安価なGNSS機器の活用を進めており、現場に即した技術導入が広がっています。これらの新技術は、精度向上や業務効率化だけでなく、若手育成にもつながる大きな可能性があり、今後も継続的な情報共有と連携が重要だと感じました。
鹿児島会	会員の中でドローンや3Dレザースキャナーに精通している方がおり、動画配信により最新機器の研修会を行いました。GIS活用においても研修会を開催しております。

	最近は LidarSLAM による測量作業を行う会員もおり、そちらの研修もしてみたいと考えています。3~8 の項目については私も勉強して行きたいです。
沖縄会	支部単位で G N S S 測量や 3 D スキャナによる測量について研修会をおこなっていることを確認しています。またドローンを活用して測量業務に役立てている会員もいます。会役員業務では、議事録作成において音声データを A I による文字起こしを試みています。
長崎会	数年前にメーカーに講師として来てもらいドローン測量、3 D スキャナ測量の研修を実施した。今後は A I を利用した業務に役立つ研修を検討している。
佐賀会	<ul style="list-style-type: none"> ・ GIS の活用については、福島会の白土先生に講師として来ていただいた。(佐賀会ではなく支部研修にて) ・ ドローン測量は、導入されている人も居るが、ドローンよりも解析ソフトがネックになっていると思われます。 A i (チャット gpt) を活用している人も居るが、座標入力程度。
福岡会	<p>会役員業務においては、現在、サイボウズオフィスの導入により、文書決裁がずいぶん簡素化しております。(ただし、現時点においての使用権限は常任理事以上であり、理事や支部長は使用できません。) また、年計報告書の集計にあたっては、独自で集計ツール (エクセルのマクロ機能) を作成し、所定の様式 (エクセル) で作成されたものを自動集計することで集計に係るコストを年間 60 万円強削減しております。なお、提出にあたっては、メール等での収集による情報漏洩を防止するため、クラウドストレージ B O X を導入しております。</p> <p>新技術の導入の研修例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安価な G N S S 機器の手法について研修済 (各支部単位にて Drogger 使用の研修済) ・ ドローン空中測量の手法について研修済 ・ Qgis を利用した重ね図作成手法についての研修済 ・ 地図 XML データ利用についての研修済
大分会	<p>1. 2. 研修実績あります</p> <p>3. 4. 会員が個々で何らかの形で行っているかと思いますが会としての対応はありません。</p> <p>5. 6. 特に情報はありません</p> <p>7. 8. 10 月 4 日全体研修での A I について研修を行う予定です。</p> <p>9. 会としてクラウドを活用した取り組みはありません。</p> <p>新技術については研修等を行ったあとも継続的なアップデートの必要性を感じていません。</p>
宮崎会	新技術では無いですが、最近公職協会と協力して安価な G N S S 機器の研修を行っています。

4	所有者不明土地建物財産管理制度について (長崎会)
---	---------------------------

取りまとめ	各県ともまだ具体的な選任実績は少ない状況でした。福岡会ではすでに1件の推薦実績があり、継続的に裁判所への働きかけを行っており、今後の参考となる取組みです。熊本会でも将来的な選任に向けて、道路内民有地の情報収集など実践的な準備が進められています。一方、他県では情報収集や推薦名簿の提出には至っていませんが、制度への関心は高まりつつあります。所有者不明土地問題の解消に向け、調査士の専門性を発揮できる分野でもあり、各会が連携しながら裁判所や自治体との関係づくりを進めていくことが大切だと感じました。
鹿児島会	鹿児島会では、裁判所への働きかけはしておりますが推薦人名簿の提出までには至っていません。
沖縄会	今のところ選任事案はありません。
熊本会	業務実例はまだありませんが、選任への足がかりとして、道路内民有地の情報収集を開始しています。会員から情報提供を募り、情報提供様式の配布を行いました。この情報の蓄積を元に自治体との関係構築・連携を図り、その実績から裁判所への選任へ繋がればと考えております。
佐賀会	特に情報がありません。
福岡会	福岡会においては、記載のとおり1件推薦を行い、当該業務が完了しておりますが、その後においては、未だ所有者不明土地管理人の推薦を行っておりません。裁判所に対しては、当会社会事業部が2年に一度、調査士を管理人として選任いただくようお願いを行っております。
大分会	昨年度の会同で福岡会の取組みを伺い、大きな有用性を感じました。まだ具体的な取り組みはありませんが、先行している会から裁判所との関係性の構築等お聞かせいただければと思います。
宮崎会	当会では、裁判所に対して推薦人名簿の提出は行っていません。

5	職務上請求の使用の範囲について（佐賀会）
取りまとめ	建物滅失登記申出の際の取扱いを中心に、各県で対応にばらつきが見られました。鹿児島会では法務局との協議により、滅失の事実確認のみで足り、職務上請求による所有者探索までは不要との整理がなされています。熊本会や宮崎会でも同様に、相続調査までは行っていない状況です。一方で、長崎会では職務上請求の使用を認める解釈もあり、福岡会では局ごとの運用差があるとの報告がありました。今後は、法務局との協議や事例共有を通じて、運用の統一と職務上請求の適正な活用方法を明確にしていくことが必要だと感じました。
鹿児島会	建物滅失登記申出の扱いについては、連合会が発行している「登録・会員指導等に関する照会回答事例集」のQ7-9を参考に会員への指導をしています。昨年には、法務局との表示登記実務連絡会にて協議を行っており、建物滅失申出は建物が滅失している調査をすればよく、職務上請求書を使ってまで所有者探索をする必要はないとの回答

	を得ています
沖縄会	当該申し出は、建物滅失の事実から登記官の職権による滅失登記を求めるものと解するところ、建物所有者の不在籍・不存在証明を求められることまでは理解できますが、職務上請求による戸籍調査を行い相続人の特定まで行うことには疑問があります。
熊本会	滅失申出の際に、熊本地方法務局から必ずしも不在籍・不在住証明書を求められておりません。不在籍・不在住証明書の発行自体が不可能な場合もあり、法務局にも調査内容や事情を説明し、合理性が伴えば相続調査も不要と考えます。
長崎会	滅失申出の際、多くの会員が不在住・不在籍の証明書を添付しているが、必ずしもという訳では無いようなので、登記官の判断によると考えられる。建物所有者の相続人調査の為の職務上請求書の使用は認められているものと解釈しています。
福岡会	当会及び福岡法務局との申し合わせは行っておりません。福岡法務局管内で不在籍不在住証明書の添付を求められる法務局と求められない法務局があるようです。添付を求められない場合は、当該物件近隣の方への聴き取りを行い、当該名義人の住所地に、手紙を郵送し、宛所なしとして返送されたことをもって、土地所有者からの申出を行い処理を行っていただいております。次年度の法務局との事務連絡協議会の議題とすることを検討したいと思っております。
大分会	現時点では大分局で求められたという事例は聞いておりませんが、今年度に入っての動きということで注視しております。そのような事態に至った背景（滅失申出が増えて、法務局が登記処理の効率化が必要になった等）が分かれば教えていただきたいです。職務上請求については使用目的内と考えます。
宮崎会	宮崎地方法務局管内においては不在籍・不在住証明の添付を求められる事は今のところ無いです。

6	法務局からの要望事項への対応状況について（福岡会）
取りまとめ	各県とも定期的に協議会を設け、情報共有を行っている状況でした。特に熊本会や大分会では、会員からの質問や法務局の回答内容を整理し、ホームページや研修で周知するなど、フィードバック体制が整っています。93条調査報告書の記載方法については、法務局から具体的な記載を求める要望はあるものの、記載例の作成までは至っていない会が多いようです。今後は、報告書の書き方や表現の統一を図り、法務局との協議内容を九州各県で共有することで、より実務に即した対応ができるようにしていくことが大切だと感じました。
鹿児島会	毎年行われている表示登記実務連絡会にて、要望事項を頂いております。議題にある93条調査報告書についても同様の指摘があったこともありましたが、あくまで具体的に記載してほしいという要望であったため、記載例などを作成する必要までは協議されていません。

沖縄会	記載例について会員への周知は特に行っておりません。登記官の心証形成に足りる内容を93条報告書に記載することで、登記を円滑に行えることを会員各自が自覚し研鑽努力しなければならないと考えます。
熊本会	熊本会では熊本地方法務局との協議会を年に1回開催しており、会員からいただいた法務局への要望や事案報告などもその際議題に挙げています。また法務局からの要望や周知事項に関しても逐次全体メールにて周知を図り、会ホームページにおいても法務局との質問協議事項という形でアーカイブ化しています。93条報告書については修正した記載例の掲載などは行っていませんが、筆界特定の申請の際の手順について協議事項として挙がり回答を得たあと会員から詳細説明の要望があり、法務局との協議のうえ筆界特定申請例を作成し周知したことがあります。
長崎会	当会では法務局との事務打合せ会を年3回行っている。調査報告書に関して要望は今のところ無い。法務局からの要望については調査士会のホームページ掲載や全体研修会で報告を行っている。
佐賀会	佐賀会でも年1回佐賀地方法務局と事務連絡協議会を実施し会員へ周知しています。会員から上がってきた疑問を、内々で事務連絡協議会で尋ねることもあります。93条調査報告書の記載例等の作成は行っておりません。調査士個々の考え方にまかせております。
大分会	大分会は法務局との協議については、制度的な内容のものと実務的な内容のものを年2回行っております。大分会でも93条調査報告書の記載方法については毎回指摘があり、全体研修時に周知する時間を設けています。また今年度に入り登記相談の様式に変更があり（登記照会依頼書）、資格者の「複数の書籍や文献等を探索した形跡がうかがえる」見解及びその根拠の記載を回答の条件とされるなど厳格化されました。大分局のみの様式と聞いてますが、他会で同じような動きがあれば伺いたいです。
宮崎会	宮崎会でも年1回法務局と協議会を行っています。法務局からの要望についてはメールや全体研修会の場で周知している状況です。93条報告書の記載について言われる事は無いですが、添付する写真についてお願いをされる事があります。

7	業務に関する知識・情報等の会員間の共有ツールについて（大分会）
取りまとめ	SNS やグループライン、意見交換会、相談会など、各県で工夫が見られました。特に鹿児島会の青年会による日常的な質問共有や、佐賀会の「実務相談会」、熊本会のインターンシップ制度などは実務支援として効果的な取組だと感じます。一方で、会員同士の交流機会が減っているという声も多く、特に新人会員の孤立を防ぐことが今後の課題です。オンラインツールの活用と、研修・懇親の場での対面交流を両立させながら、各会の工夫を共有・発展させていくことが大切だと思います。
鹿児島会	鹿児島会として質問のような共有ツールの使用はしておりませんが、かごしま青年土地家屋調査士会では「報交換板」ラインで日常の業務の些細な質問を上げるようなツールがあります。新規登録者の方には積極的に声を掛け青調会に入会いただき情報交換を行っています。

沖縄会	支部単位や任意のグループで月一回、意見交流会を実施している現状があります。その中で、お互いの業務に役立つ情報交換を行っています。
熊本会	新人・未経験者対応については、インターンシップ制度を導入しています。受け入れ先事務所と新人事務所をマッチングし、実際に働きながら数ヶ月実務を学んでもらう形式を取っています。日常発生する会員間の疑問質問については、過去では会ホームページ内に掲示板があり疑問や回答に利用されていたことがあります。熊本会には青年会があり、本会や他土業との連携のほか、独自研修会やレクリエーションイベント・懇親会の企画がなされ、新規会員間の関係性構築の助けとなっています。
長崎会	当会でも会員間の交流の機会が減っているのが現状です。毎年4月に行われている各支部の総会や懇親会に役員が出席し、情報交換の場としています。
佐賀会	提起されているとおり、集合研修など集まる頻度が少なくなっていることで、同業他者との情報収集やコミュニケーション不足は、あまり好ましくないことだと思います。佐賀会では、開業数年の新人の方向けに「実務相談会」と題して、何でも良いので悩みを解決する取組を始めたところです。具体的には全体研修会の前の空いた時間を使い、前もって募集した質疑等に対して経験豊富な会員より対面形式で回答を行う相談会を実施しています。
福岡会	<p>当会においては、特段の取り組みは行っておりませんが、新入会員集合研修において、その年度の世話役を非公式で選任し、新入会員相互の親睦を図るようお願いしております。その後、新入会員は3年間、当会が主催する専門研修（年3回）を受講することとなりますので、年3回は顔を合わすこととなり、そこで日常業務の疑問等をお話しているようです。研修部担当ではありませんが、情報共有の手段として下記を使用しております。</p> <p>（福岡会では広報部が担当）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Line、FacebookなどのSNSの会員間の情報共有としての利用 ・福岡県土地家屋調査士会 公式Facebook 開設 ・年1回 会報ふくおか 電子版の発行 ・年1回 会報ふくおか 冊子版の発行
宮崎会	今現在何かしらの取り組みは行っていません。新入会員については年1回新人研修会を行っています。会員からも交流機会が少なくなったとの話が出ていますが、その都度、県会役員になって下さい、総会に出席して懇親会にも出席して下さい、県会主催のレクリエーションに参加して下さい、社会事業部が行っている出前授業に参加して下さい、広報部が行っている広報活動に参加して下さいと言っています。そこでの交流が各個人の繋がりを作っていくと言っています。

8	建物の登記に添付する工事完了引渡証明書について（宮崎会）
取りまとめ	どの会も大きな問題事例は報告されていませんでしたが、熊本会や福岡会では、自社施工の場合の扱いについて法務局と協議を行い、上申書を添付する対応も認められているとの報告がありました。一方、大分会では同様のケースで補正を受けたとのことから、

	地域ごとに運用の差がある印象です。基本的には、土地建物実地調査要領に基づき、所有権証明情報として客観的な証明書類を添付することが原則であり、各会とも実務上の統一的な対応が求められる分野だと感じました。
鹿児島会	議題にあるような要望が法務局側から出たことはありません。
沖縄会	当該事案は承知しておりません。原則通りで認識しています。
熊本会	熊本会でも同様事例があります。土地建物実地調査要領に記載されている所有権証明情報の添付が基本ですが、工事完了引渡証明書の代わりに上申書がついていたとしても却下事由にはしないとの対応を得ています。法務局との協議での要望としては、現時点では会に来てはいません。
長崎会	当会ではそのようなケースは確認できませんでした。
佐賀会	提案内容の実例の場合に上申書を添付して申請するケースの報告は法務局より受けておりません。自社にて全ての工事を行った場合であっても、アルミサッシやお風呂等のユニットまで制作される工事会社はなかなかいないと思われまますので、そういったユニットの納入業者からの証明や、プレカット制作会社、瓦納入業者・木材納入業者・隣接土地所有者、不動産仲介業者、取引に携わった司法書士など所有権の取得を証明出来る人がまったくいないと言う事は考えにくいと思われまます。土地建物実地調査要領に従い所有権証明情報の添付を行う事が望ましいと考えまます。
福岡会	当会においては、過去の事務連絡協議会において協議を行い、自社施工の場合においては、検査済証及び建築確認済証に加えて、上申書の添付を行うことで差し支えないこととなっております。なお、検査済証の添付ができない場合は、上申書だけでは足りないので、別途他の証明書を添付します。※参考資料「令和4年度福岡法務局との事務連絡協議会協議録（一部抜粋）」参照
大分会	業務部内で確認したところ、建売物件のケースは付帯工事人の引渡証明書で対応するのが一般的のようで、ご質問のようにすべて自社施工で上申書を添付したケースもあったが、やはり法務局から補正があったとのことでした。

9	マナブル全般について（鹿児島会）
13	マナブルのメリット・デメリットについてお聞きしたい（佐賀会）
15	manaable（マナブル）の利用促進について（大分会）
取りまとめ	マナブルの活用状況については、各県で登録率や運用に差があることが確認されました。登録率は大分会で83%、鹿児島会で50%、沖縄会では低めですが、全体的には増加傾向です。研修会の出欠管理やCPDポイント付与については、マナブル上でのオンデマンド配信やハイブリッド型研修を活用する県もありますが、多くの会では従来のメール・FAXによる申込や手作業での集計が残っており、事務局の負担増や高齢会員の操作不安が課題となっています。大分会の経験からは、登録率よりも「主催研修会をマナブル上に立ち上げること」が重要で、これによりCPDポイント付与が自動化され、事務局

	負担も軽減されます。今後は、各単位会が主導して研修会をマナブルに立ち上げる体制づくりが不可欠だと感じました。
鹿児島会	マナブル登録状況 (R7.9.23 時点) 本登録 146/292 (50%)。 研修会はマナブル、グーグルフォーム、メール、FAX で申し込み。 研修会についてはマナブル上で Vimeo により登録しオンデマンド配信。 研修会当日はマナブルと人による受付。 研修会以外でのマナブルの活用はありません。 会員全員がマナブル登録しないと作業量が増えている状況である。今より積極的に登録を促す必要があると感じております。
沖縄会	沖縄会のマナブルの登録状況は会員 167 名中 43 名が登録しております。 研修会の通知は事務局がメールにて通知、Google フォームを使用して事前質問、研修会後のアンケートを収集しております。沖縄会においては業務研修会は会場対面講義をオンライン会議システム(ZOOM)にて配信するハイブリット形式を採用しております。これは離島会員が負担なく業務研修会に参加できるよう行っているものです。マナブルにて参加を確認する機能も有しているようですが、前述のハイブリット形式を採用しているため単一的な運用が難しく、また、高齢の会員を中心にスマートフォンによる操作は不安が有り出欠確認は事務局が来場、オンラインカメラで参加していることを確認してCPDを集計しており、この点には課題を感じております。連合会や他会の研修に参加が出来る事には大きなメリットを感じておりますが、上記の様にCPDの集計が煩雑になっていることはデメリットとなっております。
熊本会	9 ①熊本会のマナブル登録数は約 80 人 (30%) です。 熊本会では現在マナブルの登録者数が増えていないため、出席確認、配信等には使用していません。研修会、総会等集まりがあるたびに勧誘の話をしています。他会の情報を聞きたいです。
長崎会	① 5割程度 ②現時点ではメールとファックスで出欠を受付けているが今年度中にマナブルによる受付を行うことを目標としている③研修会会場を生配信 (Webex) している。④エクセルソフトを使用した手作業により集計。⑤各会員の自己研鑽として E ラーニングによる視聴学習を行っている。
佐賀会	① 登録者数 : 110 名 (107 名) 7/10 時点 ② 出欠方法 : googleform, メール ③ 配信 : 後日データで ④ 出欠確認 : 現在は手書きで出欠 ⑤ 研修会以外ではマナブルは使用していません。 佐賀会では、集合研修の回数を減らし、残りの必要ポイントは、各自がマナブルを使用して補っていただくことを推進しています。
福岡会	全会員数 674 名中 123 人登録済(9月2日現在) メール受信が出来ない会員 1人 ※ ビデオ視聴できない会員については、単位会事務局で処理 (手間が増えている) ※ 会場視聴会員でスマートフォンを使ってない場合も事務局で処理 ※ CPD 管理に関しては事務局にて CSV データ作成の上、マナブルに送付

	<p>※ Vimeo 契約に必要とされる法人カード作成中</p> <p>※ マナブルの管理画面では、マナブル導入以降の CPD ポイントしか確認できないので、それ以前については日調連の CPD 履歴を一人ずつ検索作業が必要</p> <p>※ マナブル登録者数の確認は、マナブル管理画面では判らず、未登録の場合は</p> <p>※ 登録メールアドレスが@manaable.com のままなので、それを抽出して確認している</p>
<p>大分会</p>	<p>9-①総会員数160名のうち134名が登録。登録率83%。</p> <p>9-②マナブル、メール ファックス</p> <p>9-③LIVE 配信と会場受講のハイブリッド型 (マナブル)</p> <p>9-④マナブルで研修会全部ごと、マナブル以外の会員はメールとファックスで出欠を取り後ほど CPD 用紙から手入力</p> <p>9-⑤いいえ</p> <p>マナブルのメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連合会事務局の手続きの簡素化 ・ CPD 用紙記入不要 ・ CPD ポイント自動付与 <p>マナブルのデメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ システムが未完成であり、その都度確認が必要となる ・ 会員も不慣れなため、事務局に問い合わせが多数入る ・ 特に高齢会員の一部は導入に消極的である <p>以下はマナブルに向き合ってきて感じる問題点です。 (導入当初より担当している大分会薩摩副会長所感)</p> <p>1. 登録率の問題ではない</p> <p>マナブルは「会員が登録して利用する」ことから始まります。 ただ、大分会ではすでに多くの会員が登録済みで、登録率そのものは大きな課題ではありません。</p> <p>2. 本当の課題は「主催研修会の実装」</p> <p>マナブルが真価を發揮するのは、主催会が研修会をマナブル上に立ち上げることです。 ところが、多くの単位会では研修会をマナブルで立ち上げず、従来の紙ベースやメールのみでの申込受付に留まっています。</p> <p>3. その結果、大分会事務局の負担が増大</p> <p>他会がマナブルで研修会を立ち上げない場合、大分会会員がその研修を受講すると</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他会から「〇〇さんが受講しました」という通知が届く ・ 大分会事務局が、その研修会をマナブル上に主催会の代わりに立ち上げ直す ・ 会員の受講入力を行って、やっと CPD ポイントが付与される <p>つまり、大分会事務局は「他会の研修会」を二重に処理している状態です。 従来は、主催会が直接連合会に報告してポイントが付与されていたため、事務局に余計な手間はありませんでした。</p> <p>4. 大分会での実装例</p> <p>逆に、大分会が主催してマナブルで研修会を立ち上げた場合はとてもスムーズです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会員はマナブルから直接申込

	<ul style="list-style-type: none"> • CPD ポイントも自動的に処理 • 他会会員の参加処理も容易 <p>だからこそ、大分会は第1回全体研修会の県外からの参加については「マナブル申込限定」としました。</p> <p>5. 結論</p> <p>いま必要なのは「会員の登録率を上げる」ことではなく、各単位会が主催研修会をマナブルで立ち上げることを徹底することです。</p> <p>そうしないと、事務局の作業は増える一方で、会員の不満も解消できません。</p>
宮崎会	<p>マナブル登録状況 会員171名 登録者70名</p> <p>研修会の出欠の方法はメール・ファックス。CPD ポイント付与についてはマナブルにポイント付与用の研修会を作成し付与している状況。当会ではまだマナブルを使用している研修は行っていませんが、各自登録を行って、Eラーニングの視聴及び他会の研修会に参加して下さいと総会・研修会でお願いしています。今後は、当会でもマナブルでの研修が出来るように準備を行っている状況。</p>

10	年次研修未受講者への対応について（沖縄会）
12	年次研修の未受講者への対応について（長崎会）
取りまとめ	<p>各会では共通の課題として制度の信頼性確保と会員間の公平性が挙げられます。鹿児島会や沖縄会では補講や再受講で対応し、熊本会では欠席理由書の提出後、最終年度にまとめて受講させる運用を行っています。長崎会や佐賀会では支部長による出席促しや遅刻・早退者への調整、福岡会や大分会では督促・注意・ペナルティのフローを設け、義務研修の履行を徹底しています。宮崎会では全員受講済です。各会とも、支部開催や柔軟な補講手段を活用し、未受講者への対応と制度運用の厳格化に取り組んでいます。</p>
鹿児島会	<p>鹿児島会の年次研修未受講者は21名。本年度は7月26日に開催しましたが補講として年明けに有料で開催予定です。開催予告を遅くとも3か月前に行い受講猶予に該当するかたは受講猶予申請書、証拠書類を提出して頂き令和7年9月12日日調連発第159号（鹿研資料1）で案内のあった『課題の履行』で対応したいと考えて下ります。その他の方は案内時に『誓約書』を添付し受講を促しますが受講猶予申請書や誓約書の提出のない会員においては日調連発第158号（鹿研資料2）で案内のあったフローチャート通りの対応を行いたいと考えて下ります。</p>
沖縄会	<p>当会提案議題。大幅な遅刻者、グループ研修を早退した会員には、DVD研修およびグループ研修それぞれ受講できなかった部分を再受講して頂きました。</p>
熊本会	<p>熊本会では、指定年度に受講できないかった会員には、欠席の理由書を提出してもらい、最終年にまとめて受講してもらっています。それでも欠席理由があり欠席された会員はもう一度別の日に受講してもらう予定です。また、年次研修の受講を拒否されている会員がいれば職務上請求の販売拒否を考えています。</p>
長崎会	<p>支部長による出席の促しを行う予定。欠席内容にもよるが、理由なき欠席の場合はペナルティを検討中。</p>

佐賀会	<p>佐賀会は本年（補講年度）にようやく全員が完了しました。ペナルティ（どうしても受講いただけない場合は、職務上請求を売らない。購入したい場合は、年次研修を受講いただく等）を検討していましたが、結局、全員受講いただいたので良かったです。30分以上遅れてきた方については欠席とみなし、次年度に回しました。他会で未受講者がいたのか？またその場合、どのような対応をされたのかお聞きしたいです。</p>
福岡会	<p>全会員数 674 人中 第 1 期補講対象者 579 人 中 未受講者 10 名 (9/4 現在)</p> <p>未受講者に対して、義務研修であることを伝え、再三の促しに応じない会員には、会長指導がされる旨、発出文章に記載している。尚、対象者以外の会員も受講できることを伝え、新入会員などが利用して、履修証明書を発行している。制定されている『福岡県土地家屋調査士会戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理規程』により販売を差し止める場合もある事とし、会長指導を行う事としています</p> <p>（研修の受講）</p> <p>第 12 条 職務上請求書の購入を希望する会員は、日本土地家屋調査士会連合会土地家屋調査士年次研修実施要領第 6 条別紙 1, 2 で定める戸籍謄本等職務上請求書の科目を受講しなければならない。</p>
大分会	<ul style="list-style-type: none"> ・最終年度として本年 9 月 6 日に、これまでの未受講者 2 3 名を対象に実施 ・出席 1 1 名、欠席 1 2 名（欠席理由書提出 2 名、当日キャンセル 2 名、無断欠席 8 名） ・これまで大幅に遅刻をしてきた会員はいなかったが、途中退席した会員に対しては受講終了を認めず、履歴証明書を交付していない <p>以下を執行部で検討した結果進めていく方針です。</p> <p>① 受講完了者への配慮</p> <p>義務研修を真面目に受講した会員にとって、「未受講者が不問とされる」ことは、不公平感や不信感につながります。「義務」とされているのに、受講してもしなくても結果が同じだと受講者の努力が報われません。</p> <p>会則や制度を守る姿勢が軽んじられる印象を与え会全体の規律・信頼性を損ないます。特に職務上請求書のように「信頼性の確保」が前提となっている制度に関わる研修であれば、受講済み会員の「自分たちは信頼確保に貢献している」という誇りが損なわれかねません。</p> <p>義務研修を不問にすれば、「会則や連合会規程に書いてあることでも実際には強制力がない」というメッセージを発してしまい、将来の制度運用に悪影響が出ます。</p> <p>逆に、きちんと対応すれば「受講済み会員への配慮」「制度の信頼性確保」の両方が達成できます。</p> <p>② 今年度の再度開催の検討</p> <p>現在 9 月時点で未受講者が存在している。</p> <p>職務上請求書の信頼担保という制度的趣旨から、未受講を放置するのは不適切です。会員の公平性確保のためにも、年度内（3 月まで）に追加開催することが望ましいと思えます。</p> <p>【実施時期と準備の考え方】</p> <p>時期：年度末（3 月）までに 1 回追加開催。</p>

	<p>準備：開催日の早期設定 （業務都合対策として少なくとも3か月以上前に通知） 出欠確認を段階的に実施 （1回目案内→未回答者へ強めの注意文書→直前確認）</p> <p>③注意と勧告等について 義務研修である年次研修を正当な理由なく受講しない事は、明確に会則違反です。すべての会員は会則の遵守義務があり、入会時には会則遵守の誓約書を提出しています。 以下のフローによる対処を提案します。</p> <p>① 追加開催で受講機会を保証 ② 未受講者には再三の通知・督促 ③ それでも拒否や無視 → 注意と勧告の文書を発出 ④ なお不履行 → 会則違反として指導調査 ⑤ 指導調査に応じない場合 → 綱紀委員会案件</p> <p>④ 職務上請求書をめぐる問題 本件は土地家屋調査士のみならず、司法書士・行政書士等いわゆる八士業に共通する制度運用上の課題です。 各士業団体では職務上請求書の適正管理を強化している状況にあり、調査士会のみが緩やかな対応に留まることは社会的信頼を損ねるおそれがあります。したがって、本会においても『戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理規程（モデル）』を採用することを再検討し、年次研修の受講を購入要件と位置づけるなど、制度の厳格運用を図るべきであります。</p> <p>⑤次年度（次期）以降の開催方法 令和8年度から、5年間で2クール目の年次研修が開始します。 テーマとしては、令和7年8月22日に新たに施行された職務倫理規定を扱う予定のようです。 次期の年次研修では支部での開催を検討します。 本会の研修には参加しないが、支部の研修には参加する会員が一定数存在するからです。 大分会では、まず支部で研修を実施し未受講者については、下記の順番で受講を促し、会員全員の受講を早期に完了したと聞いています。 支部での受講→本会での受講→隣接鹿児島会での受講 大分会においても、支部での開催を検討して早期の受講完了を目指したいと思います。</p>
宮崎会	全会員受講済（2年前に完了）

1 1	研修会のあり方について（熊本会）
1 6	今後の研修会のありかたについて（宮崎会）
取りまとめ	各会では集合型とオンライン・Web研修の併用が基本的な方向です。鹿児島会や大分会はハイブリッド型で実施し、遠方会員も参加可能としています。沖縄会や長崎会では、

	<p>離島や地域特性を考慮し、集合研修による会員間交流や情報交換も重視しています。佐賀会は集合研修回数を減らし、マナブルによる個別受講を推進。福岡会は全体研修を Web 中心に、専門研修は対面で実施し、動画貸出等の方法改善も検討しています。熊本会は地域特化や具体的研修の重要性を強調し、質の高い講師の招聘や合同研修会開催による研修内容充実も提案されています。宮崎会は配信型研修への移行を進めています。</p>
鹿児島会	<p>熊本会様の言う通り、web 研修（動画配信、録画）が普及しており多くの魅力ある研修が受けやすくなったと感じています。単会でやる意義も薄れつつあるかもしれません。鹿児島会の意見ですが年に 2 回ぐらいの研修会であれば会員同士の交流、情報交換も含めて集合型と web 研修の併用で進めて行きたいと考えます。但し、会員数減少や予算削減の声が上がる中で会員からの集合研修会開催、単会開催に対しての異議が多数出てくれば研修会の有り方を考える必要があると思います。</p>
沖縄会	<p>沖縄会会員の傾向は、研修会へ積極的に参加する会員と消極的な会員で明確に分けられる様に思えますが、研修会会場近くで登録する積極的な会員は、概ね現地参加に前向きであると感じております。遠隔地や離島会員でも現地参加に積極的な会員も多いです。過去には実務とは少し離れた講義も取り扱ってありますが、実務に直結した法務・行政手続の講義や知見ある調査士による講義の方が反応が大きい傾向です。先述のように沖縄会会員では研修受講に積極的な会員と消極的な会員は明確に分かれている様に感じております（消極的な会員の顔は研修会、総会でも殆ど見かけることがありません）。元より学ぶ意欲のある会員は完全にオンライン学習、連合会の配信講義に移行しても独自で学習して行く事かと思われそうですが、消極的な会員との能力差は広がる一方になるかと案じられます。消極的な会員に研修を受講させることは大きな課題ですが、意欲のある会員に学習、コミュニケーションの場を提供する（積極的な会員は会員同士の情報交換にも積極的である）、地域特有の案件に対応するためにも単体会での業務研修会は現在の形式、規模を維持したいと考えております。</p>
長崎会	<p>長崎会は離島が多いため集合研修と WEB 研修の両方を利用している。長崎会としては年間研修内容として業務研修・法務研修・その他の研修（ビジネスマナー等）の 3 つの内容で企画している。長崎会では例年どおり年 3 回を今後も予定している。主に集合研修と web 研修の併用をしているが、年に一回は会員同士の交流も含めて離島の会員も含めて集合研修のみを検討をしている。</p>
佐賀会	<p>特に検討はしていません。どの県も同じだと思いますが、研修内容に対する批判は多いですが、建設的意見（こういった研修を受けたい等）については、ほとんど皆無です。佐賀会では集合タイプの研修会を減らして年 2 回、残りは、各自がマナブルにて受講していただくスタイルに移行中です。ただ、集合タイプも、同業他者との意見交換の場というメリットも大きいので、0 回にすることはないと考えています</p>
熊本会	<p>熊本会では質のいい研修会用を続ければ、研修会への参加者も増えていくと考えています。確かに e ラーニングもいい内容だと思いますが、地域に特化した研修や、具体的な研修は地元の調査士会でしか出来ないものだとも思います。</p>
福岡会	<p>実施している研修について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体研修会 基本 Web 研修方式 2 回／年 視聴後レポート提出要 YouTube にて配信、受講者へ URL を送付

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門研修会 対面研修（有料） 3回／年 新入会から3年間は義務研修 当日受講できない会員は、後日、動画データの貸出は可能 ・ 補助者研修会 1回／年 補助者証有効期限5年間の更新前3ヶ月以内に履修要 ・ 新人会員集合研修会 1回／年（初年度2日間・次年度1日間） <p>事業費の拡大を抑えるためもあり、動画ネット配信による研修をコロナ禍以降、盛んに行われて来たが、今年10月のWindows10サポート終了に当たり、ネット環境への変化に追従しない会員の増加が懸念され、従来より行われてきた動画ネット配信だけでなく、支部単位で貸し出しを行っていた動画データの貸出方法を各会員への貸出方法などへ、従来とは異なる配信方法の検討が急務であると考えている</p>
大分会	<p>今後も集合型研修とLIVE配信のハイブリッド型研修会を実施する予定です。この方式により、従来の対面での濃密な学習環境を維持しながら、遠方の会員や時間的制約のある会員にも参加機会を提供できると考えております。これまで予算等の制約により招聘が困難であった質の高い講師陣の起用を積極的に検討したいと考えております。</p> <p>具体的には以下のような講師の招聘を検討しております：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業界の第一線で活躍する実務家 ・ 最新の研究成果を持つ学識経験者 ・ 他業界からの斬新な視点を提供できる専門家 <p>合同研修会開催のご提案</p> <p>しかしながら、質の高い講師陣の招聘には相応の予算が必要となります。この課題を解決し、より充実した研修を実現するため、各県会との合同研修会の開催を積極的に提案させていただきます。</p> <p>合同研修会のメリット：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 講師費用の分担による予算負担の軽減 ・ より多くの参加者による活発な議論と交流 ・ 各県会の知見やノウハウの共有 <p>スケールメリットによる研修の質的向上</p> <p>全国の研修会や連合会のeラーニングを一元的に受講できる利便性は、確実に会員の学習機会の拡充に寄与していると認識しておりますが、単位会での全体研修会を最終的には0回の方針には、理解できる面もある一方で、独自研修会を完全に廃止することにはいささか疑問を感じております。</p> <p>理由としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域特性への対応の必要性 ・ 会員間の直接交流の重要性 <p>会員減少による財政の厳しさについては、当会も同様の課題を抱えており、深く理解しております。しかし、だからこそ各県が協力しての合同研修会の開催を積極的に提案させていただきます。</p> <p>合同研修会による解決効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 費用負担の分散化：講師料、会場費等の分担による財政負担の軽減 ・ 参加者数の確保：複数県の参加により活発な議論と交流の実現 ・ 研修内容の充実：共通する課題への集中的な取り組み

	<ul style="list-style-type: none"> ● 運営負担の軽減：企画・運營業務の分担による効率化
宮崎会	<p>当会の考え方は逆で、マナブルを使った配信型を進めて行く方向で動いています。研修会の内容としては、業務に関係する内容が多いような感じです。</p>

14	過去行われた研修テーマについて（福岡会）
取りまとめ	<p>各会の研修テーマでは、業務に直結した内容や実務的事例が特に好評でした。鹿児島会では筆界確認情報や民法・不動産登記法改正に関する研修が評価され、法務局職員講師による研修は参加者が多い傾向です。沖縄会では筆界研究委員会の発表を取り入れた研修が好評で、業務経験の浅い会員からベテランまで幅広く学びがありました。熊本・佐賀会では心肺蘇生法やウソの見抜き方など実務外研修も人気で、長崎・大分会では社会貢献や制度理解、持続可能性に関する講義が行われました。宮崎会も筆界に関する実務研修を実施し、各会とも実務・応用力の向上を重視しています。</p>
鹿児島会	<p>（鹿研資料3）参照。業務に直結する『表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針について』や『近年の民法・不動産登記法改正について他』は評判がよかったです。法務局が直接講師をして頂く研修は参加者も多くなる傾向にあります。</p>
沖縄会	<p>令和6年度の沖縄会の業務研修会は</p> <p>第1回業務研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針についての解説」 講師：那覇地方法務局 総括表示登記専門官・統括登記官 ・「人生時間の有効活用について」 講師：株式会社エムエスアイ 代表取締役社長 安元 昌司 様 <p>第2回業務研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「筆界研究委員会の報告から地図の成り立ち及び筆界探索について考える」 講師：沖縄会筆界研究委員 ・グループ協議・筆界特定の事案例について考える 参加会員を年次研修に倣いグループ分けし、例題を出して画地調整方法及び筆界特定委員として意見書を作成する想定で協議を行い、グループごとに協議内容を発表した。 <p>近年では特に昨年度の第2回業務研修会の「筆界研究委員会の報告から地図の成り立ち及び筆界探索について考える」が大変好評でした。</p> <p>沖縄会では境界鑑定委員会を『筆界研究委員会』として改組、各地域の知見ある会員を委員として任命し、沖縄の地籍図の変遷や様々な画地調整手法を纏め、業務研修会で各委員が実例を交え発表しました。</p> <p>資料作成や準備に委員が大きな労力を費やしたものの、充実した内容、深い考察に業務歴の浅い会員に留まらずベテランの会員からも大きな反響があり、今後の沖縄会の業務全体に大きな影響をもたらした研修だと感じました。</p>

熊本会	今年おこなった消防署講師の心肺蘇生法と AED の使用法は評判よかったです
長崎会	土地家屋調査士の業務に関するものだけではないものを取り入れ検討している。令和 4 年に株式会社星野リゾートの山口美咲氏(競泳のオリンピック選手で長崎県諫早市出身)をお招きし、コロナ禍での星野リゾートの取り組みやご自身のオリンピック経験談を語っていただいた。
佐賀会	元刑事が教える、相手のウソの見抜き方は、好評だったと記憶しています。救急隊による蘇生法の講座を 4 年ぶりぐらいに開催しました。今後も、同じ頻度で開催したいと考えています。
大分会	<ul style="list-style-type: none"> ・「大分の地籍」沖縄会 宮嶋 泰 先生 ・「45 分でわかる！日本土地家屋調査士会連合会とは」福岡会 野中和香成 先生 ・「土地家屋調査士による持続可能な社会貢献とは」長崎会 船津 学 先生 (上記は三本立て) <ul style="list-style-type: none"> ・「土地家屋調査士制度の生存条件～社会に必要とされ選ばれ続ける存在であるために～」 株式会社船井総合研究所 小川原泰治 様
宮崎会	それってホントに「筆界」？～調査士目線で「筆界」を考える～ 宮崎会 鎌田会員による実務に沿った研修会

以 上